

## 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款の改正について

以下の規定につきまして、2026年4月13日付で改正を行います。

### 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) (省略)</p> <p>第2項～第5項 (省略)</p> <p>6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、<u>(削除)</u>非課税口座は、<u>これらの書類の提出があった日において</u>開設されます。<u>(削除)</u></p> <p>第7項～第9項 (省略)</p> <p>10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、<u>または法第37条の14第21項第2号の規定により、お客様にかかる変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書にかかる提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様にかかる提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、</u>お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 <u>(削除)</u></p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) (同左)</p> <p>第2項～第5項 (同左)</p> <p>6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、<u>当組合は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。</u>非課税口座は、<u>当組合が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した後に</u>開設されます。<u>ただし、10月1日から12月31日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</u></p> <p>第7項～第9項 (同左)</p> <p>10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、<u>(追加)</u>には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p><u>11 2023年12月31日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が2024年1月1日において、当組合と法第37条の</u></p>

改正後	改正前
<p>第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定が重複している</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>または同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。)。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド(以下、当約款において「特定銘柄」といいます。)の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。</p> <p>第3条(特定累積投資勘定の設定) (省略)</p> <p>第2項、第3項 (省略)</p> <p>4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(廃止通知書が添付されたものを除きます。))が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>当該廃止通知書の提出または提供があつた日</u>(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>当該廃止通知書の提出または提供</u>があつた場合には、同日)に設けられます。</p> <p>第3条の2～第7条 (省略)</p> <p>第7条の2(特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲)</p>	<p><u>14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第6条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u></p> <p>第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が<u>重複口座である</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>当該非課税口座に該当しない口座</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。)。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド(以下、当約款において「特定銘柄」といいます。)の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。</p> <p>第3条(特定累積投資勘定の設定) (同左)</p> <p>第2項、第3項 (同左)</p> <p>4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(廃止通知書が添付されたものを除きます。))が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日</u>(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>(追加)</u>提供があつた場合には、同日)に設けられます。</p> <p>第3条の2～第7条 (同左)</p> <p>第7条の2(特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲)</p>

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>前項第 1 号に掲げる株式投資信託等</u>で次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</p> <p>① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。</p> <p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。</p> <p>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。</p> <p>イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること。</p> <p>ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。</p> <p><b>第 8 条～第 13 条</b> (省略)</p> <p><b>第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付)</b> 当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 35 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p><b>第 15 条 (届出事項の変更)</b> (省略)</p> <p>第 2 項 (省略)</p> <p>3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 <u>第 23 項</u>第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座) 継続適用届出</p>	<p>(同左)</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>(追加)</u> 次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</p> <p>① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。</p> <p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。</p> <p>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。</p> <p>イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること。</p> <p>ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。</p> <p><b>第 8 条～第 13 条</b> (同左)</p> <p><b>第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付)</b> 当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 34 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p><b>第 15 条 (届出事項の変更)</b> (同左)</p> <p>第 2 項 (同左)</p> <p>3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座) 継続適用届出</p>

改正後	改正前
<p>書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p> <p>第4項 (省略)</p> <p><b>第16条 (取引の制限等)</b></p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第17条 (契約の解除)</b></p> <p>この契約は、<u>投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したときは解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。また、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</u></p> <p>① お客様が当組合に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日</p> <p>② 法第37条の14 <u>第23項</u>第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14 <u>第25項</u>に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14 <u>第27項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5年経過日の属する年の12月31日)</p> <p>③ お客様が当組合に対して、法第37条の14 <u>第23項</u>第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日</p> <p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を</p>	<p>書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p> <p>第4項 (同左)</p> <p><b>第16条 (追加)</b></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第16条 (契約の解除)</b></p> <p>この契約は、<u>(追加)</u> 次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に <u>(追加)</u> 解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当組合に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日</p> <p>② 法第37条の14 <u>第22項</u>第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14 <u>第24項</u>に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14 <u>第26項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5年経過日の属する年の12月31日)</p> <p>③ お客様が当組合に対して、法第37条の14 <u>第22項</u>第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日</p> <p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を</p>

改正後	改正前
<p>有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 <u>第 27 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p> <p>⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日</p> <p><u>第 18 条</u>（免責事項） （省略）</p>	<p>有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 <u>第 26 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p> <p>⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日</p> <p><u>第 17 条</u>（免責事項） （同左）</p>

以 上